

【別表2】相談援助業務に従事する者（業務コード）

- ① 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者が対象となります。
 ② いずれの受験要件においても、**要援護者に対する直接的な対人援助業務が、対象者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要**です。

コード	対象事業及び施設	職種	規定する法令・通知等
201	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省令で定める施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号
202	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省令で定める施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
203	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○特別養護老人ホーム（29人以下） <注意> <u>特別養護老人ホームに併設して行われている老人デイサービス事業等における生活相談員は、この項に定める生活相談員には該当しません</u>	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
204	介護老人福祉施設 ○特別養護老人ホーム（30人以上） <注意> <u>特別養護老人ホームに併設して行われている老人デイサービス事業等における生活相談員は、この項に定める生活相談員には該当しません</u>	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号
205	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号
206	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省令で定める施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号

コード	対象事業及び施設	職種	規定する法令・通知等
207	計画相談支援 ○指定特定相談支援事業所	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
208	障害児相談支援 ○指定障害児相談支援事業所	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
209	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）ア